

# 公益社団法人 東京都医薬品登録販売者協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会定款（以下「定款」という）第7条に定める会費に関して規定する。

(正会員会費)

第2条 定款第5条に規定する会員のそれぞれの会費は次のとおりとし、正会員はA、Bの2種とする。

2 正会員Aは、定款第5条に第1項に規定する者で、薬局若しくは医薬品販売業の開設者とする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 会費年額 20,500円

3 正会員Bは、定款第5条に第1項に規定する者で、正会員A以外の者とする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 会費年額 12,000円

(準会員会費)

第3条 準会員の会費は次のとおりとする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 会費年額 20,500円

(賛助会員会費)

第4条 賛助会員の会費は次のとおりとする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 会費年額 20,500円

(会費の用途)

第5条 前3条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費納入期限)

第6条 会費の納入方法は次のとおりとする。

(1) 正会員A及び準会員若しくは賛助会員の引落とし回数は、1回又は2回若しくは4回とする。

(2) 正会員Bの引落とし回数は、1回又は2回とする。

2 納入期日は次の通りとする。ただし、1回払いの場合は、第一期に、2回払いの場合は、第一期、第三期とする。

納入期日

第一期(4月～6月) 5月28日 ・ 第二期(7月～9月) 8月28日

第三期(10月～12月) 11月28日・第四期(1月～3月) 2月28日

3 名誉会員は会費の納入を要しない。

4 会費を当該年度の第二期までに納入しないときは刊行物等の配付を停止する。

5 刊行物等の配付を停止された者であっても、当該年度内に会費を納入すれば、刊行物等の配付を受けることができる。ただし、第3項に基づき停止された期間の刊行物等の配付は受けることはできない。

(会費納入手続)

第7条 会費の納入は原則、口座引落としとする。例外を認める場合は、口座引落としを拒否する理由書を提出し、理事会の承認を要する。

(会費の減免)

第8条 会員が傷病その他の理由によって、会費の賦課を不相当と認めるときは、理事会の承認を経て会費を減免することができる。

(改 廃)

第9条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

2 ただし、第2条、第3条及び第4条に定める会費額については、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は平成26年4月21日から施行する。